

個人情報ファイルの名称	相続税法第58条の規定による通知簿	
行政機関等の名称	会津若松市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	死亡届があった者に関して相続税法第58条の規定に基づき死亡届に記載された事項を所管税務署に通知する事務に利用する。	
記録項目	1 死亡者氏名、2 死亡者生年月日、3 死亡者住所、4 死亡日、5 死亡者住所、6 死亡者本籍、7 死亡場所、8 死亡届出人（親族等）の氏名、9 死亡届出人（親族等）の住所、10 固定資産税の評価額、11 市町村民税の課税標準	
記録範囲	会津若松市で死亡届があった者	
記録情報の収集方法	死亡届出人からの届出及び本市税務課からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	会津若松税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）会津若松市市民部市民課	
	（所在地）〒965-0871 福島県会津若松市栄町5番17号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	----- 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	実施なし	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—